

岩手県告示第33号

公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年岩手県条例第36号）第3条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年1月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 岩手県民会館
- 2 指定管理者として指定したものの住所及び名称
 - (1) 住所 盛岡市内丸13番1号
 - (2) 名称 公益財団法人岩手県文化振興事業団
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで